

令和 4 年度 第 8 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 11 月 25 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 13 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—		
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出		
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出		
	欠席委員 0 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出	
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出	
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出	
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	12	山田 聡		13	谷口 八千代			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		下田 健二		推進委員		唐田 龍治	
	推進委員		山本 哲也					
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

令和4年度第8回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第8回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に12番、山田 聡委員と13番、谷口 八千代委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号12番、御荘長月、地目・面積は、田・112㎡で3条有償移転でございます。経営面積は130.6aでございます。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。12番お願い致します。
委員	場所は、御荘のほうから県道を通り、長月に入る左の住宅街を300mほど行った所の山側になります。申請地は、譲渡人が松山に移転されてから、そのままの状態です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意

	見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	ここは、ブロッコリーをする？
事務局	譲受人は、おイモやブロッコリーを主に農業をされている方で、ここは面積が小さいですが、畑としては利用可能なところだと思います。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
	次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認くださいませようお願い致します。</p> <p>受付番号 11 番、中浦、地目・面積は畑・6.69 m²でございます。転用目的は進入路でございます。隣接する宅地との一体利用となります。なお、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 12 番、一本松、地目・面積は畑・50 m²でございます。転用目的は農家住宅でございます。なお、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 13 番、広見、地目・面積は田・485 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われませ。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと

委員	<p>思います。11 番お願い致します。</p> <p>場所は、旧の製氷施設があるところから山のほうにあがって、100mほど入ったところ。30 年くらい前に土地を買って家を建てたらしいのですが、今回一部が農地だと分かり、売ったほうも気が付いてなかったということです。申請地は、家の敷地内で道路に面したところの一部です。今回それが分かったので、この申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。12 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、先月出ていた申請と同じです。住宅を購入したので、裏の農地も購入ということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>13 番は、地元委員さんが欠席のため、事務局お願い致します。</p>
事務局	<p>場所は、コミセンの近くになります。申請地の隣は、昨年 12 月の定例会で 5 条申請を受けた場所になります。譲受人は、妻と子供 2 人の 4 人家族で、現在借り家住まいです。子供の成長に伴い、手狭になってきたことで住宅建築を考</p>

	<p>える中で、職場への通勤の事や津波の心配ないところを探して、この場所となったと聞いています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 8 番、岩水の 2 筆、地目・面積は、畑・851 m²でございます。場所は、岩水川の南側、集落から直線距離で約 150mの山の中です。</p> <p>受付番号 9 番、岩水、地目・面積は田・768 m²でございます。場所は、先程の場所と同様でございます。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 4 年 9 月 14 日、これは今年の農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>少し説明をさせていただきます。航空写真の上部に、少し白いコンクリートの</p>

	<p>部分が見えているのですが、今年の台風時にかなり土砂がたまったということがありまして、今回、山の影響を防ぐ、治山ダムを建設するということです。この3筆につきましては、今、地目が農地であるということで、事業をするには保安林に地目変更をすることが必要となりまして、地権者と協議をした結果、地目変更をして事業を行いたいと。実際に山でもありますし、事業に伴う申請となっております。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号129番は再設定で、御荘菊川、地目・面積は田・1,688㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号130番は再設定で、御荘平山の4筆、地目・面積は畑・1,484㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号131番は再設定で、御荘平山、地目・面積は畑・1,025㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号132番は再設定で、御荘長月の10筆、地目・面積は田・3,959㎡、畑・4,503㎡、賃貸借で生産物は水稻・果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号133番は再設定で、御荘長月の2筆、地目・面積は田・160㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号134番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・1,298㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号135番は新規で、広見の4筆、地目・面積は田・2,108㎡、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号136番は新規で、柏の3筆、地目・面積は田・846㎡、使用貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。</p>

	<p>受付番号 137 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は田・313 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 138 番は再設定で、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・1,478 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 139 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は田・785 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>以上 11 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、137・138・139 番は和喜田委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(和喜田委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>137・138・139 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(和喜田委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>そのほか、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたの</p>

で、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

山田 聡

議事録署名人

谷口 八千代